

資料 2

「ともに輝く『新未来とくしま』創造プラン」
～徳島県男女共同参画基本計画（第3次）～

答申案

徳島県

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 第2章 「男女共同参画立県とくしま」の目指すべき姿 | 8 |
| 計画の体系 | 10 |
| 第3章 基本方針、主要課題とその推進方策 | 12 |
| <u>基本方針Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり</u> | 12 |
| 主要課題1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援【推進計画】 | 12 |
| 主要課題2 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備【推進計画】 | 16 |
| 主要課題3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 | 19 |
| <u>基本方針Ⅱ 安全・安心に暮らせる環境づくり</u> | 22 |
| 主要課題4 女性に対するあらゆる暴力の根絶 | 22 |
| 主要課題5 生涯にわたる健康づくりへの支援 | 25 |
| 主要課題6 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備 | 28 |
| <u>基本方針Ⅲ 互いに支え合う家庭・地域づくり</u> | 31 |
| 主要課題7 男女共同参画の推進に向けた意識づくり | 31 |
| 主要課題8 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 | 34 |
| 主要課題9 地域社会における男女共同参画の推進 | 37 |
| 総合的な推進体制の整備 | 40 |
| 成果目標一覧表 | 41 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

徳島県では、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に全庁を挙げて取り組むため、平成8年（1996年）に「徳島県男女共同参画推進本部」を設置し、平成9年（1997年）に「徳島県女性総合計画」（女と男（ひととひと）輝くとくしまプラン）を策定、平成14年（2002年）には、「男女共同参画社会基本法」（平成11年施行）を踏まえ、「徳島県男女共同参画推進条例」を制定しました。これに基づき、平成19年（2007年）に「徳島県男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」という。）を、平成24年（2012年）に「第2次基本計画」を策定し、男女共同参画推進のための施策を総合的・計画的に実施してきました。

この間、平成17年（2005年）には、「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」を策定し、配偶者からの暴力を許さない社会の実現に向け、総合的に施策を推進するとともに、平成18年（2006年）には、男女共同参画推進のための本格的な拠点施設である「徳島県立男女共同参画交流センター」を設置し、相談体制の充実や人材育成のための各種講座を実施するなど、普及・啓発に積極的に取り組んできました。

こうした中、本県では「審議会等委員に占める女性の割合」が全国で唯一、50%に達し、8年連続全国第1位となるなど、全国をリードする成果も現れています。平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、平成28年4月には全面施行される中、社会全体で「女性の活躍」に向けた動きが拡大しており、これまでの成果と課題や今後予測される社会情勢の変化を踏まえ、「女性が輝く徳島づくり」に向けた取組を今後ますます加速していくことが不可欠です。

このため、県では、平成28年度末で計画期間が終了する「第2次基本計画」の改定時期を前倒して、「女性活躍推進法」に基づき策定する「推進計画」と一体的に、新たな指針となる「ともに輝く『新未来とくしま』創造プラン～徳島県男女共同参画基本計画（第3次）～」を策定することとしました。

2 計画の性格

(1) 男女共同参画社会基本法第14条及び徳島県男女共同参画推進条例第8条に基づく基本計画であるとともに、基本方針Ⅰのうち主要課題1及び2に係る部分については、「女性活躍推進法」第6条に基づく都道府県推進計画として位置づけるもので、県は、この計画の趣旨に沿って施策を実施します。

(2) 市町村は、この計画の趣旨に沿って施策を実施するよう努めるものとします。

また、この計画を踏まえて、地域の実情に応じた市町村男女共同参画基本計画及び市町村推進計画の策定に努めることを期待します。

(男女共同参画基本計画策定済の県内市町村：8市3町 ※平成28年3月現在)

(3) 県民、事業者、NPO（民間非営利団体）、国などに対しては、総合的かつ長期的に取り組むべき男女共同参画の推進に関する施策を示すことにより、主体的な参画と積極的な協力を期待します。

3 計画期間

平成28年度（2016年度）から平成30年度（2018年度）までの3年間とします。

4 計画の体系

基本計画では、男女共同参画推進のため取り組むべき主要課題とその推進方策に関して、徳島県男女共同参画推進条例に定められた基本理念を踏まえて、7つの「策定の視点」を明示するとともに、3つの「基本方針」のもと、「主要課題」として9つの柱を立て、それぞれの主要課題ごとに具体的な「推進方策」をまとめました。さらに、これら9つの柱を確実に推進するため、10番目の柱として「総合的な推進体制の整備」という項目を位置づけています。

5 進行管理

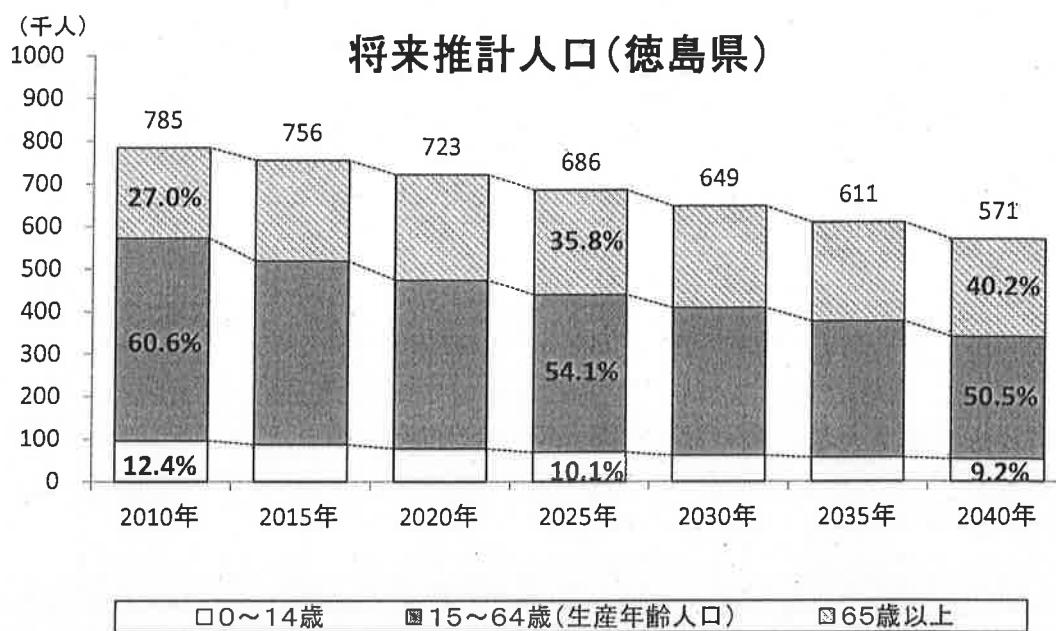
この基本計画の推進に当たっては、徳島県男女共同参画推進条例第13条の規定に基づき、毎年度、その推進状況を公表するとともに、施策の実施状況について、効果を検証し、改善見直しを図ります。

6 計画策定の背景

(1) 社会経済情勢の変化

① 徳島県の将来人口

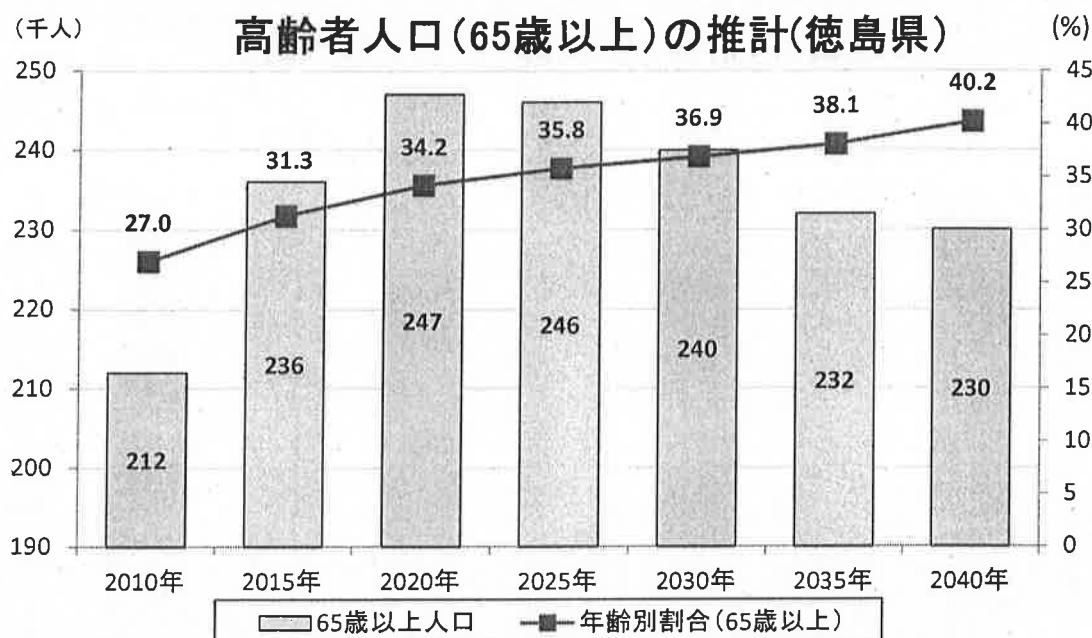
徳島県の人口は、毎年減少傾向にあり、「国立社会保障・人口問題研究所」の推計では、平成22年(2010年)の78万5千人が平成52年(2040年)には約21万人減少し、57万1千人になると見込まれており、このうち生産年齢人口（15歳～64歳）は、県内人口全体の約5割まで減少すると見込まれています。



国立社会保障・人口問題研究所調査「日本の地域別将来推計人口」

② 高齢化の進行

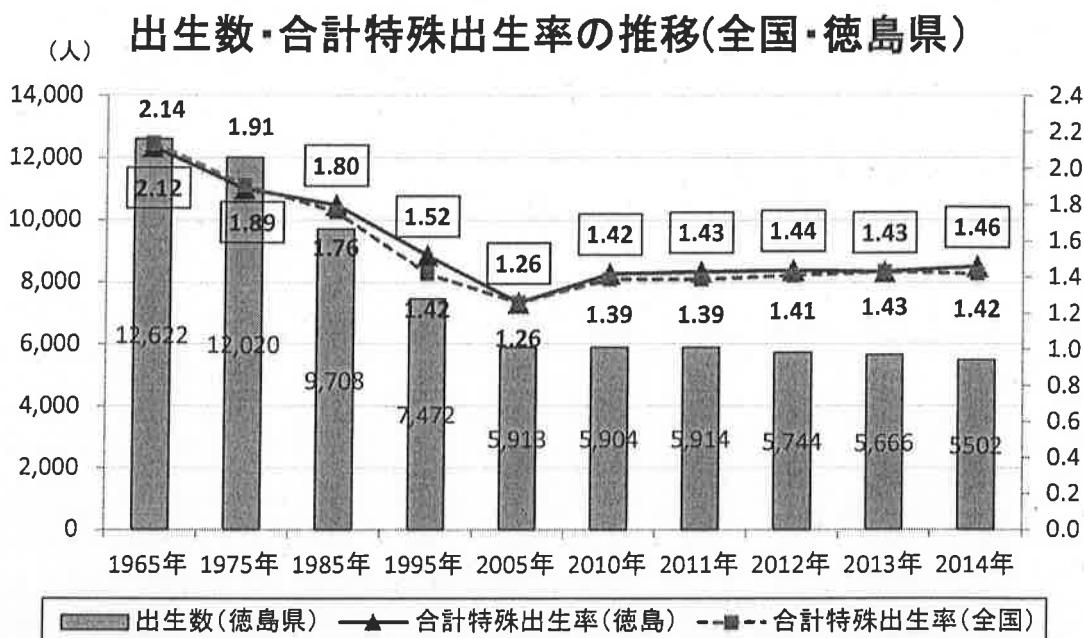
「国立社会保障・人口問題研究所」の推計では、徳島県の高齢者人口(65歳以上)は平成32年(2020年)をピークに減少することが見込まれていますが、県内人口全体に占める高齢者の割合は年々増加しており、超高齢社会の到来が予測されています。



国立社会保障・人口問題研究所調査「日本の地域別将来推計人口」

③ 少子化の進行

徳島県の平成26年(2014年)の出生数は、昭和40年(1965年)と比較すると、半数以下の水準となっています。また、昭和40年(1965年)には2.12であった合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に出産する平均子ども数の推計)が、平成17年(2005年)に過去最低である1.26まで低下し、その後回復していますが、人口を維持していくために必要な水準である2.07は大きく下回っています。

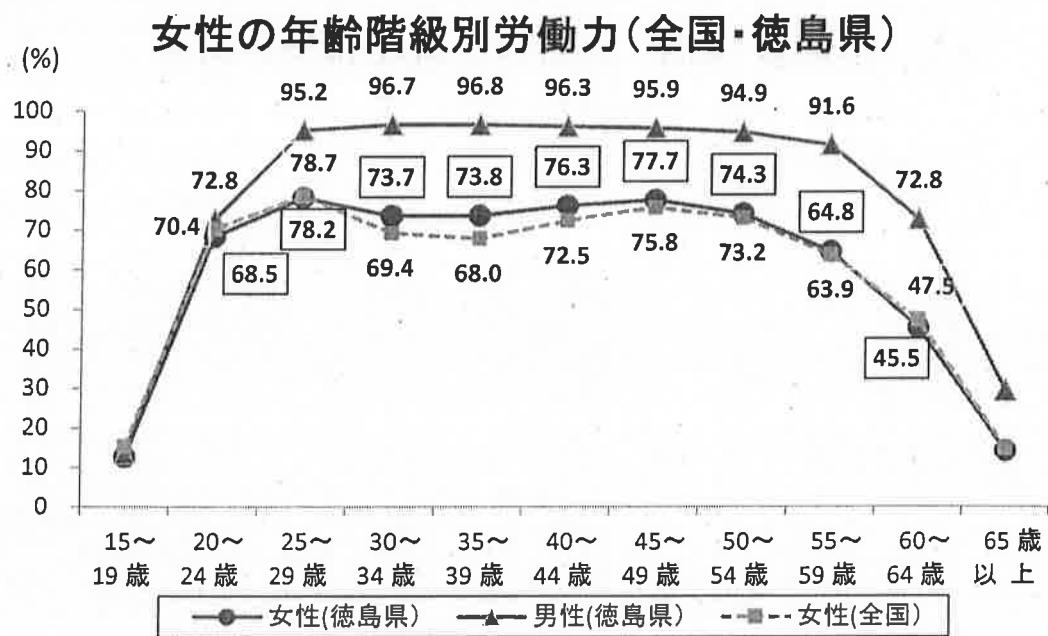


厚生労働省「人口動態調査」

(2) 女性の就労をめぐる状況

① 女性の労働力

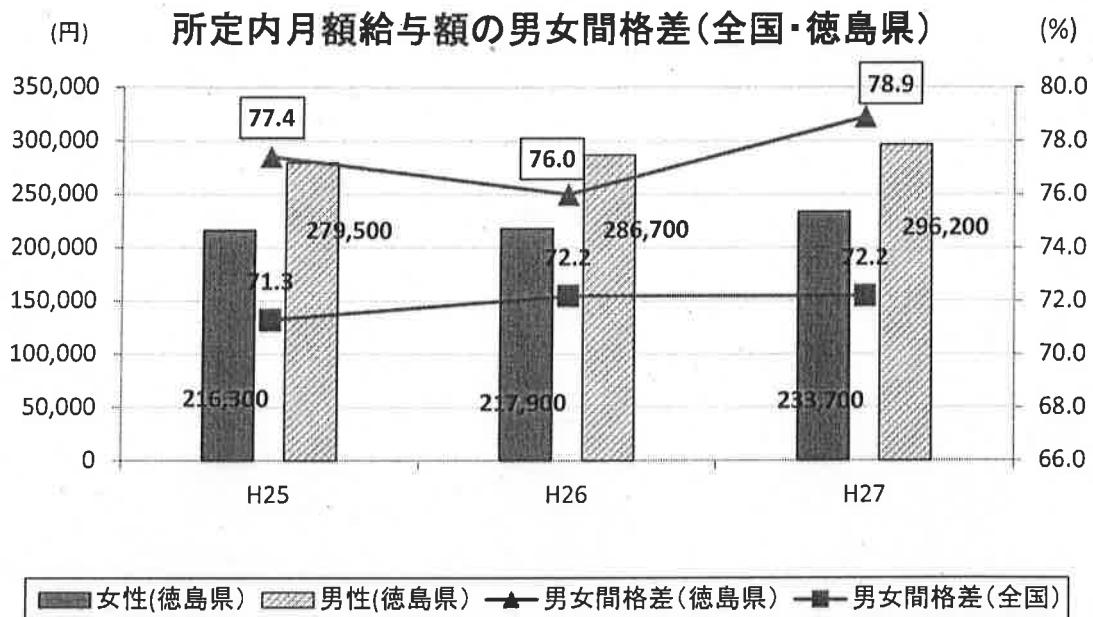
徳島県の女性の年齢階級別労働力率は、全国平均に比べると、いわゆる「M字カーブ」の深さが浅く、結婚、出産、子育て期に退職する女性の割合が低いと言えますが、男性に比べると大きな差があります。



総務省「平成22年国勢調査」

②男女間賃金格差

全国の男性と女性の給与水準を比較すると、男性の給与水準に比べて女性の給与水準は約7割程度の状況が続いており、徳島県においても、男性の給与水準を100とした場合、平成27年では女性の給与水準は78.9と格差が生じています。

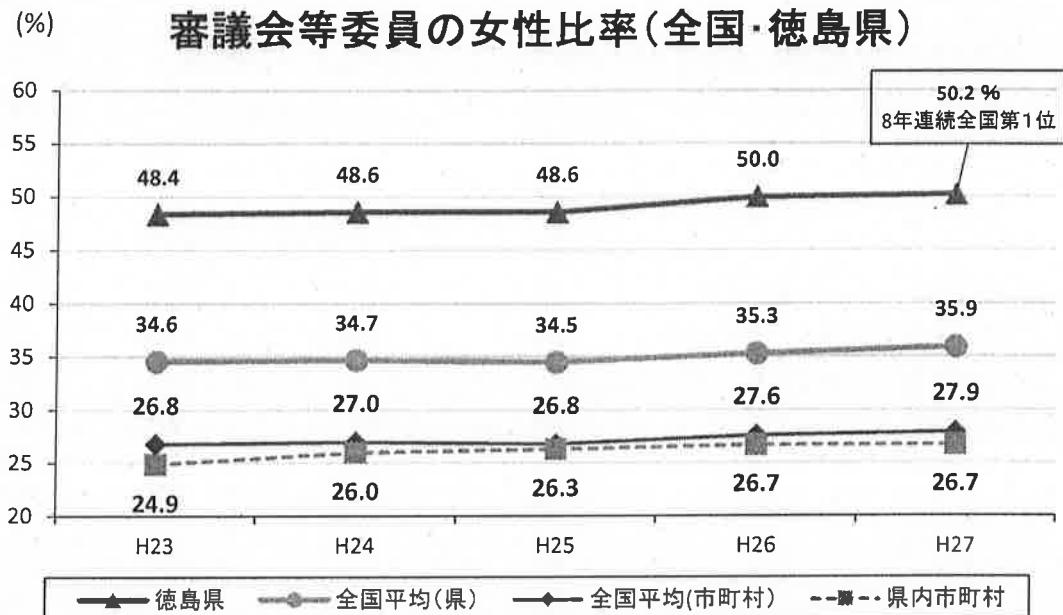


厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(3) 女性の参画状況

① 審議会等委員の女性比率

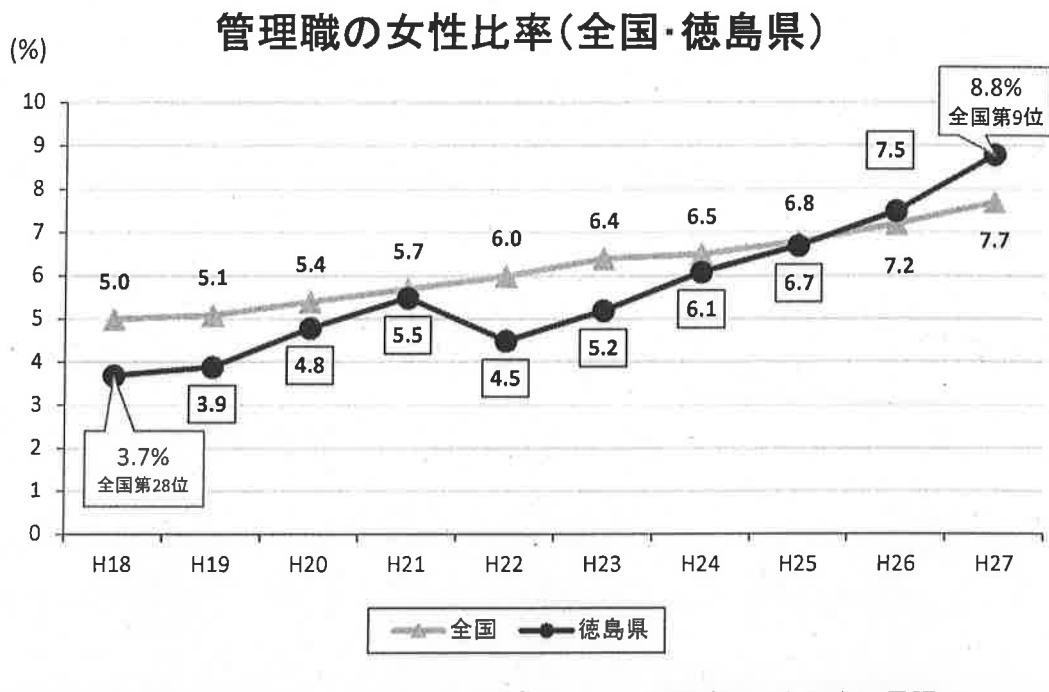
徳島県は、審議会等委員に占める女性の割合が50.2%（平成27年4月1日現在）で8年連続全国第1位を維持していますが、市町村における審議会等委員に占める女性の割合は全国平均を下回っています。



内閣府男女共同参画局調べ

② 管理職の女性比率

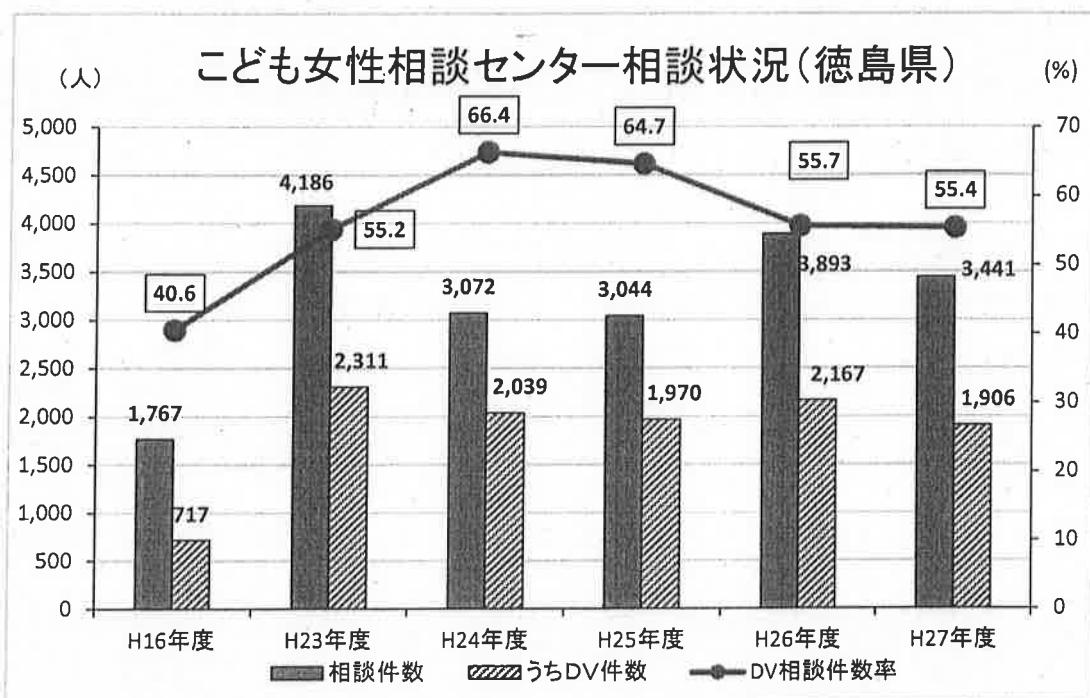
徳島県の管理職に占める女性の割合は、平成18年4月1日現在では3.7%で全国第28位でしたが、平成27年4月1日現在では、全国平均を上回る8.8%、全国第9位まで順位を上げています。



(4) 女性に対する暴力の状況

こども女性相談センターの相談状況

徳島県内こども女性相談センター（中央・南部・西部）における平成27年度の相談件数は、平成16年度（1,767件）の約2倍の3,441件で、そのうちDV関連の相談件数割合は全体の55%を超えていました。

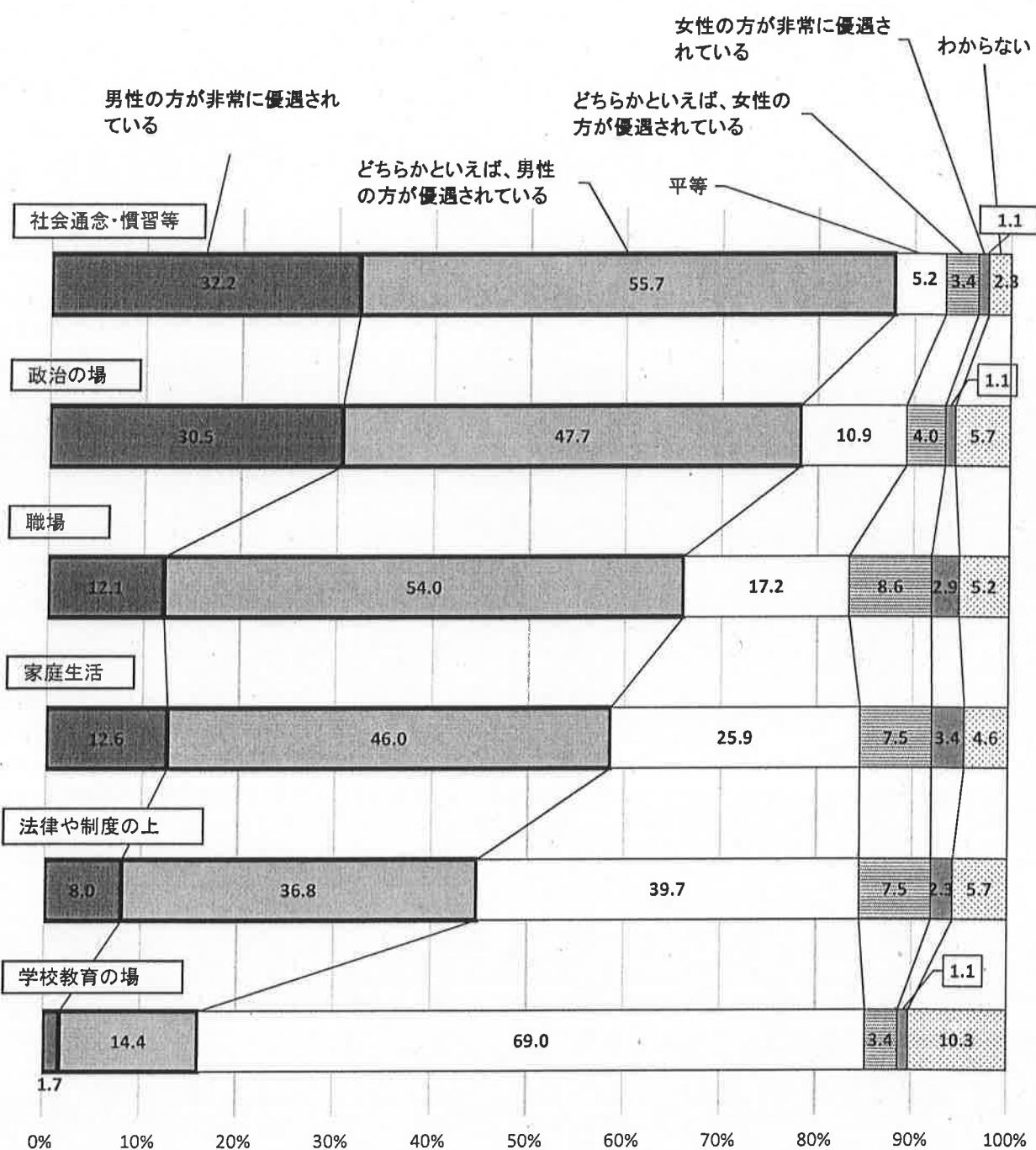


(5) 県民の意識

男女の地位の平等感

徳島県が実施した男女共同参画に係る意識調査の結果によると、男女の地位が平等になっているかについて、「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した割合が、「社会通念、慣習等」で約9割、「政治の場」で約8割、「職場」で約7割となっており、依然として「男性優位」の意識が強いことがうかがえます。一方、「学校教育の場」においては、7割近くが「平等」であると回答しています。

男女の地位の平等感(徳島県)



徳島県「平成27年度男女共同参画に係る意識調査」

第2章 「男女共同参画立県とくしま」の目指すべき姿

1 基本目標

「多様な生き方・働き方を実現できる豊かで活力のある社会の創造」

2 目指すべき将来像

- 男女共同参画について理解が浸透し、性別により差別されることがなく、女性も男性も個性と能力を発揮できる社会
- テレワークなどの柔軟で多様な働き方が広がり、仕事と生活の調和が図られた社会
- 地域における重要な方針や計画等を決定する場においても、男女が共同して積極的に参画している社会
- 配偶者等からの暴力や児童虐待のない社会
- 地方創生そして日本創成を担い、国際社会に羽ばたく人材を育くむ社会

3 策定の視点

(1) 個人の尊厳と男女平等の確立

男女の個人としての尊厳を重んじ、互いの違いを認め合い、性別による差別を受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されることが必要です。

(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

「夫は仕事、妻は家庭」といった固定的な性別役割分担にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるよう^{*}、社会制度や慣行のあり方を考えていきます。

(3) 政策・方針決定過程への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における政策や方針を決定する場へ共同して参画する機会を確保していきます。

(4) 家庭・地域生活等と職業生活の両立

家族を構成する男女が互いに協力し、社会の支援も受け、家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるよう^{*}することが重要です。また、家庭・地域生活等と職業生活の両立を可能とするため、家庭生活・地域生活・職業生活のバランスが取れた働き方の見直しを進める必要があります。

(5) 生涯にわたる健康と男女共同参画

男女が互いの身体の特徴について理解を深めるとともに、それぞれの意思が尊重される環境の下に、生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう^{*}にしていきます。

(6) 国際化を視野に入れた男女共同参画

国際化は、社会のあらゆる場面に浸透していることから、国際社会の一員として、交流の促進や多様な文化との共生を図る必要があります。

(7) 地域社会における男女共同参画

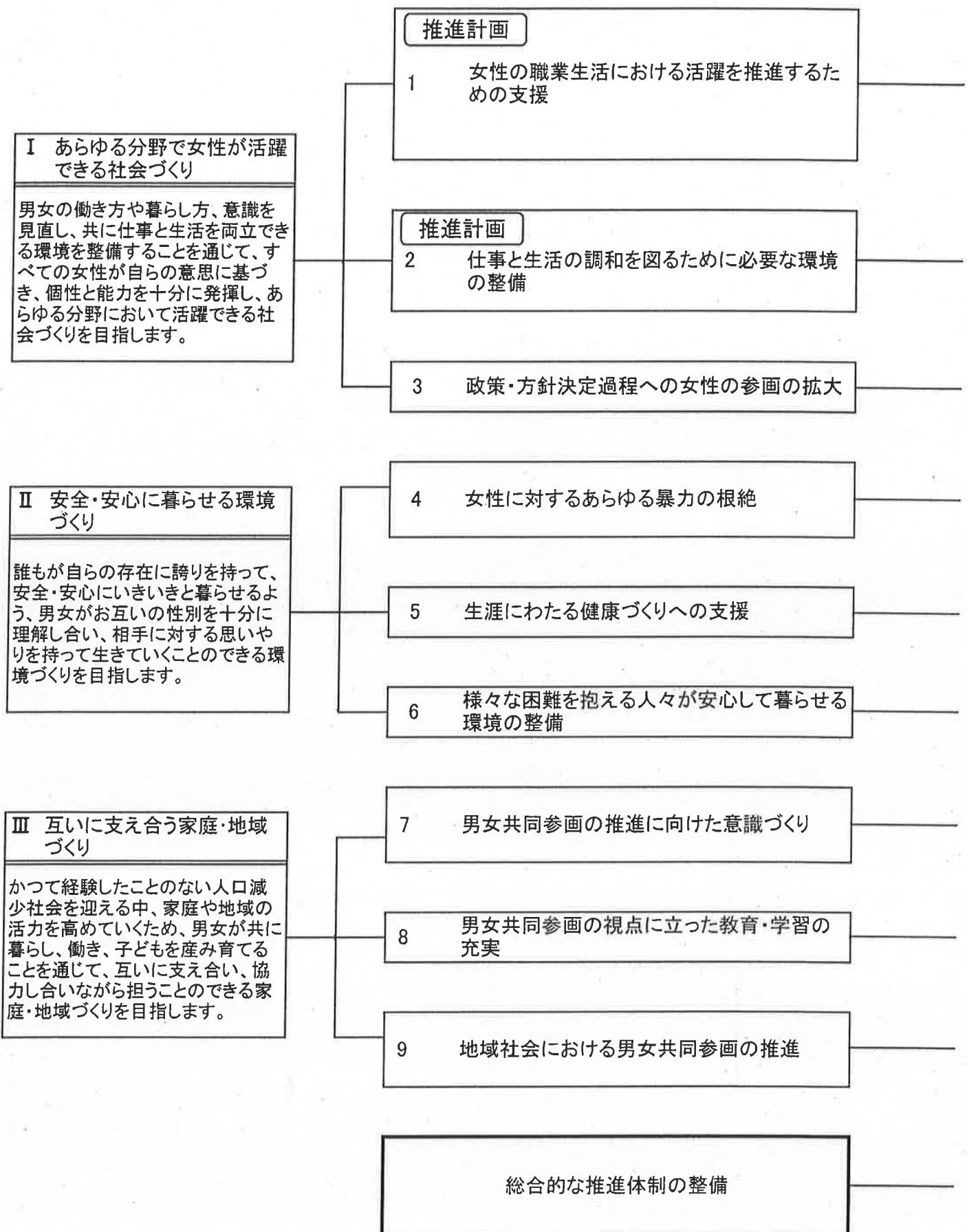
防災・減災、環境、地域おこし・まちづくりなどの地域社会活動を活発化させるには、女性と男性の対等なパートナーシップを確立することで、家庭とともにふれあいとつながりの基盤であり最も身近な暮らしの場となる「地域」の力を高める必要があります。

* 「夫は仕事、妻は家庭」のように、性別を理由として役割を固定的に分けるのではなく、個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるという意味であり、これは、専業主婦を否定する考えではなく、多様な価値観や生き方を互いに認め合い、自らの選択による生き方を尊重することを考えていくものである。

計画の体系

基本方針(3)

主要課題(9)



推進方策(27)及び総合的な推進体制の整備

- (1) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進
- (2) 女性のキャリアアップや復職・再就職に対する支援
- (3) 女性の起業・創業への支援
- (4) テレワークの普及拡大など、多様で新しい働き方の創出
- (5) 女性の参画が少ない分野での活躍促進
- (6) 女性の活躍状況の「見える化」の推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進
- (2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進
- (3) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実
- (4) 職場におけるハラスメントの防止対策の推進

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- (2) 男女共同参画を推進するグローバル人材の養成

- (1) 女性に対する暴力根絶のための基盤づくり
- (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援
- (3) 性犯罪、売買春、ストーカー行為等への対策の推進・強化

- (1) 男女共同参画と医療・健康・スポーツ
- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援

- (1) 貧困等の生活上の困難に直面した女性等への支援
- (2) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境整備

- (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進
- (2) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (3) 総合相談体制の充実・強化

- (1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実
- (2) 子どもにとっての男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画と防災・減災、環境保全への寄与
- (2) 地方創生の推進と男女共同参画
- (3) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

- (1) 県の推進体制の充実
- (2) ときわプラザ(男女共同参画交流センター)を核とした男女共同参画の推進
- (3) 県民、事業者、市町村、NPO等との連携
- (4) 施策に関する申出の処理の円滑化

第3章 基本方針、主要課題とその推進方策

基本方針 I あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり

男女の働き方や暮らし方、意識を見直し、共に仕事と生活を両立できる環境を整備することを通じて、すべての女性が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に發揮し、あらゆる分野において活躍できる社会づくりを目指します。

主要課題 1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援【推進計画】

人口減少による急激な労働力不足が懸念される本県では、女性の活躍が大いに期待されているところです。しかしながら、働く場面においては、採用・配置・昇進・賃金などの男女差や、他の都道府県に比べ緩やかとはいえ、子育て期に女性の年齢階級別労働率が低下するM字カーブが依然として存在しており、女性がその能力を十分に發揮できる環境とはいえません。

働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や、職場でステップアップしたいと希望する女性、自らの意思によって働き又は働くとする女性が、その力を存分に發揮できるよう、まずは「経営戦略としての女性活用」に向けたトップの意識改革と女性自身の意識啓発を図るとともに、「多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備」と「女性のキャリアアップや復職・再就職の支援」を推進し、さらには企業における「女性の活躍状況の見える化」により、各企業の主体的な取組が、県全体へ波及するよう支援していくことが必要です。

また、経済において女性が果たす役割はますます重要となってきており、女性の経済活動をさらに推進し、経済を発展させていくため、起業や経営への参画などの分野においても、男女が均等な機会の下で、なお一層活躍することができる地域社会を目指します。

さらに、テレワークの普及拡大など、多様で新しい働き方の創出を図るとともに、これまで女性の参画が少なかった分野での女性の活躍促進や、定住外国人など多様な人材の活用による人材の多様性（ダイバーシティ）を確保し、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現でき、ゆとり豊かな活力あふれる持続可能な社会の実現を図っていく必要があります。

推進方策

【キャリアアップの支援】

(1) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進

女性が働きやすい職場環境の整備を促進するため、女性の管理職登用に係る情報提供や男女雇用機会均等法等の周知等による気運醸成により、「経営戦略としての女性活用」に向けたトップの意識改革と女性自身の意識啓発を図るとともに、「働く女性応援ネットワーク会議」の提言等により、女性の職業生活における新たな取組や課題解決を進めます。

- ① 「働く女性応援ネットワーク会議」の提言等により、女性の職業生活における新たな取組や課題解決を進めます。

- ② 企業におけるトップの意識改革により、「経営戦略としての女性活用」を促進するとともに、トップからの積極的な働きかけにより女性自身の意識啓発が図られる好循環の実現を目指し、女性活躍に係る情報提供等を行い、気運醸成を図ります。
- ③ 女性が働きやすい職場や働く女性のロールモデルを紹介するとともに、現場で抱える課題解決に役立つポータルサイトを設置します。
- ④ 職場において、採用・配置・昇進・賃金など男女がその意欲や能力に応じて均等な待遇が受けられるよう、徳島労働局をはじめ関係機関と連携して事業主や関係団体、労働者等に対して、男女雇用機会均等法等の周知啓発を図ります。
- ⑤ パートタイム労働者や有期契約労働者の適正な待遇・労働条件の確保のため、徳島労働局をはじめ関係機関と連携して法制度の周知や情報提供を進めます。

(2) 女性のキャリアアップや復職・再就職に対する支援

出産や育児等により離職せざるを得なかった女性の再就職や、管理職を目指す女性のキャリアアップを図るために講座やセミナー等を開催し、女性の活躍を支援します。

- ① 出産・育児等により離職せざるを得なかった女性の再就職準備や就労を支援するため、就職に関する情報の提供やスキルアップに向けた講座等を実施するとともに、管理職や起業を目指す女性などを対象に、キャリアアップに向けたセミナー等を開催します。
- ② テクノスクールと県内大学等の連携により「ウーマンビジネススクール」を創設、管理職を目指す女性の登用や起業を支援します。
- ③ テクノスクール等において、企業のニーズをふまえた職業訓練を実施します。

(3) 女性の起業・創業への支援

起業に向けた実践的な講座を開催するとともに、専門相談員による相談体制の整備や低利融資制度により、女性の起業・創業を支援します。

- ① 女性の起業意識を喚起するとともに、起業に必要な知識が身につく実践的な内容の講座を開催します。
- ② 専門相談員が常駐するワンストップ型の「女性起業家支援ルーム」を運営し、起業に係る相談に対応するとともに、経営の実体験ができるハンズオン型（体験型）の研修を行います。
- ③ 経営課題を抱える女性起業家に対して、課題に応じた専門家を派遣し、解決を支援します。
- ④ 女性起業家の資金調達を低利融資制度により支援します。

【多様な働き方・働く場】

(4) テレワークの普及拡大など、多様で新しい働き方の創出

子育てや介護等により働く時間や場所に制約があるなど、様々な事情を持つ人が活躍できるよう、テレワークセンターの設置や e-ラーニング等を活用したママテレワーカーの育

成等により、ICT を活用した時間と場所を選ばない新たな働き方であるテレワークの普及拡大を図るとともに、多様な働き方を促進します。

- ① 徳島労働局をはじめ関係機関と連携し、短時間勤務制度の導入など、多様な働き方を促進するとともに、労働条件の整備を支援します。
- ② ワーク・ライフ・バランスの向上や勤務形態の多様化に適切に対応するため、全国トップクラスの光プロードバンド環境を活用し、テレワーク実証の場として、在宅勤務等の補完や共同利用型サテライトオフィスとしての機能を有する「テレワークセンター」を設置し、県内へのテレワークの普及を図ります。
- ③ e-ラーニング等を活用して「ICTママ」であるママテレワーカーを育成する「子育て女性等の新たな働き方」支援制度により、仕事と育児の両立を支援します。

(5) 女性の参画が少ない分野での活躍促進

女性ならではの視点による地域課題の解決や6次産業化*1などによる魅力ある農山漁村の実現を図るとともに、女性に対する建設産業の魅力発信や定住外国人のスキルアップ支援などにより、女性の参画が少ない分野での活躍促進を図ります。

- ① 魅力ある農山漁村の実現に向け、生産技術や商品開発などに資するフォーラムを開催するとともに、地域課題の解決や6次産業化などに意欲的に取り組む女性グループが行う研修会の開催等を支援します。
- ② 建設産業への若年者や女性の入職促進を図るため、講座やイベント等を通じて、建設産業の魅力を情報発信します。
- ③ これまで十分に活かされていなかった定住外国人人材の更なる活躍の場を整備し、人材育成を行うため、定住外国人に対する職場で通用する日本語やビジネスマナー講座、資格取得やスキルアップ講座等を行います。

(6) 女性の活躍状況の「見える化」の推進

「仕事と家庭の両立」と「女性の活躍」を促進するため、関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等を支援するとともに、男女共同参画や次世代育成に積極的に取り組む企業を認証・表彰することにより、女性の活躍状況の「見える化」を進め、モデル的な事例の普及を図ります。

- ① 仕事と子育て等の両立支援に積極的な企業等を「はぐくみ支援企業」*2として「認証」することにより、企業等における次世代育成の取組を促進します。
- ② 仕事と家庭の両立を推進するため、徳島労働局をはじめ関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」*3の策定等を支援します。
- ③ 女性の活躍を促進するため、徳島労働局と連携し、300人以下の事業所についても、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」*4の策定等を支援します。
- ④ 男女共同参画や次世代育成に積極的に取り組む企業を表彰し、モデル的な事例の普及を図ります。

| 成 果 目 標 (項目) | 現 況 値 (平成26年度) | 目 標 値 (平成30年度) |
|-----------------------------------|-------------------|-------------------|
| 女性の再就職や就労を支援する講座等における就業率 | — | 23% |
| 女性の創業に対する事業計画等の支援件数（新規） | — | 10件 |
| 県内でテレワークを実施する事業所数（トライアル実施を含む）（累計） | — | 80事業所 |
| 「若手女性農業者フォーラム」開催件数 | — | 30回 |
| 定住外国人の就労を支援する講座等における就職率 | — | 23% |
| はぐくみ支援企業認証事業所数（累計） | 200事業所 | 260事業所 |

- *1 農林漁業者が、生産（第1次産業）だけでなく、食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも主体的・総合的に関わり合うことで高付加価値化を図り、活性化につなげていこうという考え方である。
- *2 次世代育成対策支援推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的な取組を認証された企業。
- *3 次世代育成支援対策推進法に基づく、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画で、101人以上の労働者を雇用する事業主に策定・届出の義務があり、それ以下の場合は努力義務である。
- *4 女性活躍推進法に基づく、女性の活躍推進を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画で、301人以上の労働者を雇用する事業主に策定・届出の義務があり、それ以下の場合は努力義務である。

主要課題2 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備 【推進計画】

少子・高齢化、核家族化などが進行する中、女性が働き続けるためには、男女がともに育児や介護等、家族としての責任を果たすことができる環境の整備が不可欠です。そのため、長時間労働の抑制などワーク・ライフ・バランスの普及・促進を図るとともに、経営者や管理職の意識改革を図り、女性だけでなく男性にとっても地域や家庭へ参画しやすい環境を構築することで、男性の家事・育児・介護等への参画を促進していくことが必要です。

さらに、男女の別や就労の有無に関わらず、安心して子育てができる社会の実現に向け、「地域全体で子育てを支える」という基本的考え方立ち、多様な保育サービスの充実、子育て支援拠点やネットワークの充実など、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実を図っていく必要があります。

このため、男女ともに働き方の見直しを進め、男女がともに家庭・地域生活等と職業生活を両立することができる環境づくりを、働く者、企業、国、地方公共団体が連携し、着実に進めていくことが重要です。

推進方策

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進

誰もが健康で豊かな生活を営めるよう、仕事と家庭の両立についての講習会等を開催し、経営者や管理職等トップ層の意識啓発を図るとともに、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に向けた啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります。

- ① 仕事と家事・育児・介護等の両立についての働く人のニーズに沿った講座や講習会等を、経営者や管理職を含む男女を対象に開催し、意識の改革と知識の習得促進を図ります。
- ② 仕事と家庭の両立を推進するため、徳島労働局をはじめ関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等を支援します。〈再掲〉
- ③ 男性を中心とする長時間労働は、女性登用の際の障壁になるとともに、健康で豊かな家庭生活を営む上での大きな阻害要因となっています。

このため、徳島労働局をはじめ、労働団体や経済団体等と連携し、長時間労働の抑制とともに、年次有給休暇の取得促進に向けた啓発や気運醸成に積極的に取り組みます。

- ④ 事業者としての県が、仕事と家庭・地域活動の両立しやすい職場になるよう「とくしま・イクボス宣言！！」に沿って、業務の更なる効率化や育児や介護に関する休暇の取得促進を含む勤務環境の整備や職員の意識改革を進めます。

(2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進

男性の育児休業の取得促進など、男性が家事・育児・介護に参加できる働き方の普及促進を図るとともに、仕事と子育て等の両立支援に積極的な企業や、子育てを楽しむ男性等の認証・表彰により、男女がともに育児や介護等に参画できる社会の実現を図ります。

- ① 男性の家事・育児・介護への参画についての社会的気運の醸成を強力に推進するとともに、男性が育児参加できる働き方を普及促進するため、男性に対し、子どもの出産前後ににおける休暇及び育児休業の取得促進を働きかけます。
- ② 仕事と子育て等の両立支援に積極的な企業等を「はぐくみ支援企業」として「認証」することにより、企業等における次世代育成の取組を促進します。〈再掲〉
- ③ 「とくしま子育て大賞」*5を創設し、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を、社会全体で支援する気運の醸成を図ります。
- ④ 男性の家事・育児・介護への参画について、男性・若者向け講座を充実し、学習機会の拡大を図ります。

(3) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実

男女の別や就労の有無に関わらず、安心して子育てができる社会の実現に向け、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実を図ります。

- ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取れたライフスタイルの確立に向け、社会全体による子育て気運の醸成を図るため、県民・事業者・行政が一体となり、様々な子育て支援策を展開します。
- ② 国が定める「待機児童解消加速化プラン」に基づき、待機児童を解消するため、市町村における保育の受け皿確保のための施設整備を支援します。
- ③ 幼稚園等の子育て支援体制の強化を図ります。
- ④ より質の高い幼児教育・保育を提供するため、市町村における「認定こども園」の設置促進に向けた施設整備を支援します。
- ⑤ 全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすとともに、多様な体験・活動を行うことができるようにするため、放課後児童支援員等の質の向上や「放課後児童クラブ」の受け皿確保を図ります。
- ⑥ 病児・病後児保育事業の推進とあわせ、看護協会及びファミリー・サポート・センター等との連携を進め、全県的な病児・病後児の受入環境を整備します。
- ⑦ (公財)徳島県勤労者福祉ネットワーク等の関係機関と連携し、ファミリー・サポート・センターにおける病児・病後児対応等を強力に推進します。
- ⑧ 徳島県子育て総合支援センター「みらい」を中心として、ときわプラザ（男女共同参画交流センター）をはじめ、市町村や関係団体と連携を深め、地域の子育て支援活動を積極的に支援し、地域における子育て力と子育て環境の向上を図ります。
- ⑨ 県が実施するイベント、講演会、研修会等において、子育て中の男女が参加しやすいよう、必要に応じて託児を実施します。
- ⑩ 育児や介護を行う労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するため、育児・介護休業制度の周知・啓発を図ります。
- ⑪ 男性の家事・育児・介護への参画について、男性・若者向け講座を充実し、学習機会の拡大を図ります。（再掲）

(4) 職場におけるハラスメントの防止対策の推進

職場におけるハラスメントの防止や男女の均等な就職や能力開発機会の確保のため、啓発広報に努めるとともに、労働相談体制の充実を図ります。

- ① 職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティハラスメント等を未然に防止するため、啓発広報に努めるとともに、労働相談体制の充実を図ります。
- ② 男女を問わず、均等な就職や能力開発の機会を確保するよう、徳島労働局をはじめ関係機関と連携して男女雇用機会均等法等の周知啓発を図ります。

| 成 果 目 標 (項目) | 現 況 値 (平成26年度) | 目 標 値 (平成30年度) |
|--|-------------------|-------------------|
| イクボス研修の実施回数 | — | 3回／年 |
| 民間企業における男性の育児休業取得率 | 1. 9 % | 5 % |
| 男性県職員の育児参加のための休暇取得率 *6 | 46. 3 % | 100 % (平成31年度) |
| 保育所等の待機児童数 | 41人 | 0人 (平成29年度末) |
| 認定こども園設置数 | 9箇所 | 42箇所 |
| 放課後児童クラブ設置数 | 149クラブ | 176クラブ |
| 病児・病後児保育実施市町村数 | 17市町村 | 全市町村 |
| ファミリー・サポート・センターにおいて 病児・病後児対応に取り組むモデル地域数（累計） | — | 3市町村 |

*5 日常的に家事または育児を楽しむ県内在住のイクメンやカジダン*5-1を表彰する「イクメン・カジダン大賞」や従業員の育児参加やワーク・ライフ・バランスの推進、イクボス*5-2の養成などを図る県内の企業・団体を表彰する「子育てサポート大賞」などを実施する表彰制度である。

*5-1 家事に積極的な男性のこと。

*5-2 職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。

*6 配偶者の出産前後8週間において男性県職員が育児参加するための有給休暇。

主要課題3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

すべての人にとって暮らしやすい社会をつくるためには、法律や制度をはじめとする社会システムがそれにふさわしいものでなければなりません。こうした社会システムの構築に関与するため、政策や方針を決定する過程への参画は非常に重要です。

男女共同参画社会の実現のためには、これまで男性中心であった政策や方針を決定する場へ女性が積極的に参画することが必要です。

男女共同参画推進条例には、基本理念を踏まえた施策の総合的な策定、実施を行うことが規定されており、その施策の中には積極的改善措置（ポジティブ・アクション）*7が含まれています。

国においては、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」という政策目標を掲げ、女性の参画を促進する取組が進められています。

徳島県では、県審議会等における女性委員の割合が50.2%で8年連続全国第1位（全国平均35.9%：H27.4.1現在）、民間企業等の管理職に占める女性の割合が17.7%で全国第1位（全国平均14.0%：平成22年国勢調査）と上位にありますが、市町村審議会等における女性委員の割合（26.7%：全国平均27.9%：H27.4.1現在）や地方議会議員（県議会議員8.3%：全国平均8.9%・市議会議員8.3%：全国平均13.8%・町村議会議員8.2%：全国平均8.9%：H26.12.31現在）に占める女性の割合は、全国平均を下回っています。

この状況を改善するため、政治・行政分野における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進、及びそのための人材の育成・充実を図っていくとともに、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進していきます。

推進方策

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

政策・方針決定過程への男女共同参画の推進を図るため、事業主としての県が率先して、女性職員の一層の職域拡大、能力の開発を図り、意欲と能力のある女性職員の積極的な管理職への登用に努めるとともに、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大が進むよう、市町村や企業、各種関係機関に対し、積極的な情報提供などを行います。、

- ① 県及び市町村における管理的職員、審議会等委員及び地方議会議員に占める女性の割合等の実態調査、並びに女性の参画促進・拡大を阻害する要因の分析を行います。
- ② 県の審議会等における女性委員の選任割合について、全国トップクラスの水準（H27.4.1現在50.2%）を堅持することを目標に、女性の参画拡大を図ります。
また、市町村における審議会等委員への女性の参画拡大が図られるよう働きかけを行います。
- ③ 県の審議会等の委員の人選に当たっては、審議内容に応じた専門知識や経験等に配慮しつつ、公募制の導入、職務指定の資格要件についての柔軟な対応、あるいは団体等への両

性を含む複数人の推薦依頼等により、女性委員の選任拡大に努めます。

- ④ 様々な分野において政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう、各種関係機関・団体等に対し、積極的な情報提供を行います。
- ⑤ 女性が政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上へのチャレンジ」、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」、子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」、専門職における女性の登用と活躍など、生涯を通じた女性のチャレンジを支援します。
- ⑥ 県職員については、「徳島県女性職員活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の一層の職域の拡大、能力の開発を図るとともに、「能力実証」を前提としつつ、意欲と能力のある女性職員の積極的な管理職への登用に努めます。
- ⑦ 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定を推進し、企業における女性の管理職登用の促進に向けた気運醸成を図ります。
- ⑧ 農林水産関連団体へ、より一層の女性役員等の登用を図り、政策・方針決定の場への女性の参画拡大を促進します。

(2) 男女共同参画を推進するグローバル人材の養成

女性自らの参画意欲の向上を図るため意識啓発を行うとともに、女性のエンパワーメント*8を促進し、国際的な見識を備えた女性リーダーや地域活動リーダーとなる人材を養成します。

- ① 女性自らの参画意欲の向上を図るため意識啓発を行うとともに、市町村との連携により、地域の実情に応じた課題解決型の出前講座を開催するなど、女性のエンパワーメントを促進し、地域活動リーダーとなる人材を養成します。
- ② 男女共同参画に関する各種講座で育成された人材のネットワーク化を図り、地域での連携を生かした活動を促進します。
- ③ 国際的な見識を備えた女性リーダーの養成を行い、地域の女性教育の振興を図ります。
- ④ 国際化が進む中で、広い視野を持って異文化を理解し、ともに生きていこうとする姿勢を育てるため、将来的に社会の各分野を牽引していく国際理解教育の推進や、優れた「国際感覚」を持つ人材の育成を図ります。
- ⑤ 消費者情報センターを消費者教育の拠点とし、学校における消費者教育をはじめ、ライフステージに即した体系的な消費者教育や地域の消費者リーダーの育成を推進します。
- ⑥ ボランティアやNPO等の活動に、男女がともに参加でき、知識や技能を生かせるよう、活動を支援します。
- ⑦ 「若者に身近な課題」をテーマに、「カフェ」などリラックスした場所で、若者が会社員やNPO職員など、「世代や立場の異なる多様な参加者」と未来志向で対話することによって、課題解決のための新しい視点やアイデアを創出するとともに、地方創生の若手リーダーを育成します。

| 成 果 目 標 (項目) | 現 況 値 (平成26年度) | 目 標 値 (平成30年度) |
|--------------------------|-----------------------------|-------------------|
| 県審議会等委員に占める女性の割合 | 50.2% 全国1位 (平成27.4.1) | 全国トップクラス を継続達成 |
| 県職員の女性管理職の割合 | 6.8% | 13.6% |
| 主要大学(スーパーグローバル大学) *9進学者数 | 266人 | 340人 |

*7 積極的改善措置は、男女共同参画社会基本法第2条第2号及び徳島県男女共同参画推進条例第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう」と定義されている。

男女共同参画社会基本法及び徳島県男女共同参画推進条例上の積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない。

*8 エンパワーメントとは「力をつけること」という意味。女性が政治・経済・社会・文化など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定をし、行動できる能力を身につけることが、男女共同参画社会の実現に重要であるという考え方である。

*9 スーパーグローバル大学とは世界ランク100を目指す大学や、わが国社会のグローバル化を牽引する大学として文部科学省が採択した大学である。

基本方針II 安全・安心に暮らせる環境づくり

誰もが自らの存在に誇りを持って、安全・安心にいきいきと暮らせるよう、男女がお互いの性別を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことのできる環境づくりを目指します。

主要課題4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、男女が社会の中で個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画立県とくしま」の実現を目指している本県にとって、個人の人権を踏みにじり、男女平等を侵害する暴力の問題は、重要な課題であり、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化する必要があります。

男女平等を侵害する暴力には、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為など様々な形態があります。

また、近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）等、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力はますます多様化しており、こうした新たな形の暴力に対しては、迅速かつ的確に対応していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備など、女性に対する暴力根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、配偶者からの暴力、性犯罪等、暴力の形態に応じた取組を総合的に推進します。

推進方策

(1) 女性に対する暴力根絶のための基盤づくり

男女平等を侵害する暴力の根絶に向け、広く普及・啓発を行うとともに、交際相手等からの暴力を防止するため、また、将来、女性に対する暴力の被害者にも加害者にもならないようにするため、若年層を対象とした啓発を進めます。

- ① 配偶者暴力相談支援センターの役割を担う徳島県こども女性相談センターの機能充実を図るとともに、市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターや相談窓口との連携による支援体制を構築します。
- ② 男女平等を侵害する暴力の根絶に向け、「徳島県男女協調週間(7/7~13)」「ストップ！DV*10強化推進月間(11/1~12/31)」「女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25)」等を通じて、広く普及・啓発を行います。
- ③ 交際相手等からの暴力を防止するため、また、将来、女性に対する暴力の被害者にも加害者にもならないようにするため、若年層を対象とする啓発を進めます。
- ④ 市町村、関係機関や地域住民等と連携しながら、犯罪の防止に配慮した安全、安心なまちづくりを一層推進します。
- ⑤ 女性警察官の採用・登用拡大に努め、警察力の強化を図るとともに、女性や子供が被害

者となる事案や相談に対応していきます。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援

配偶者暴力相談センター、児童相談所などの関係機関と連携し、被害者やその子どもの被害の状況に応じた支援を提供します。

- ① 「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」*11に基づき、配偶者暴力相談支援センターを中心として、被害者に配慮した相談体制の充実、関係機関の連携強化、被害者の自立支援など、総合的に各種施策を推進します。
- ② 「DV啓発相談ステッカー」や「相談窓口カード」の配布・設置を拡大し、DV相談窓口を広く県民に周知します。
- ③ 被害者の安全を確保し、心身の回復や自立に向けた支援を行うため、適切かつ効果的な一時保護を行います。
- ④ 配偶者等からの暴力は、被害者のみならず、その子どもにも悪影響を及ぼすことから、児童相談所と連携し、必要に応じて、被害者の子どもに対する心のケアを行います。

(3) 性犯罪、売買春、ストーカー行為等への対策の推進・強化

犯罪を未然に防ぐため、広く相談に応じるとともに、必要に応じて、指導・一時保護などを実施するとともに、関係法令などを厳正に運用し、適正かつ強力な取締りを推進します。また、被害に遭った女性や子どもへの、適切な対応を図るとともに、関係機関等と連携し、心身の状況に応じた適切な処遇を実施します。

- ① 関係法令等を厳正に運用し、適正かつ強力な取締りを推進します。
- ② 性犯罪等の前兆となり得る声かけ、つきまとい等の行為者の特定に関する情報収集及び分析を行い、検挙に至らない事案についても、特定した当該行為者に対する指導・警告措置を的確に実施します。
- ③ 被害に遭った女性や子どもへの適切な対応を図るとともに、関係機関等との連携による支援を推進します。
- ④ 児童買春の被害者になった子どもに対し、相談、一時保護などを行い、その心身の状況に応じた適切な支援・処遇を実施します。
- ⑤ 子ども等を犯罪被害から守るため「110番の家」*12制度の拡充を図るとともに、安心メールシステム等による地域における犯罪等に関する情報の迅速な提供に努めます。
- ⑥ 徳島県青少年健全育成条例*13の適正な運用を図り、インターネット等を介したいじめや犯罪の未然防止を図るなど、青少年を取り巻く環境浄化に努めます。
- ⑦ 売買春を未然に防止するため、女性に対して広く相談に応じるとともに、必要に応じ、指導・援助、一時保護等を行います。
- ⑧ 警察において、子どもを対象とした性犯罪受刑者の出所後の所在等を把握し、再犯防止に向けた措置を実施します。
- ⑨ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを設置し、関係機関との連携により、性犯罪被害者等に対する相談支援や必要な医療の提供など、支援体制を構築します。

また、性犯罪被害者等の医療費の負担軽減を行います。

| 成 果 目 標 (項 目) | 現 況 値 (平成26年度) | 目 標 値 (平成30年度) |
|------------------------------|-------------------|-------------------|
| 性犯罪・性暴力被害者ためのワンストップ支援センター設置数 | 一 | 3か所 (H28年度) |
| 「デートDVサポート」数（累計） | 5, 521人 | 12, 000人 |
| 警察官に占める女性の割合 | 5. 5% | 7. 5% |

- *10 「ドメスティック・バイオレンス」の略。一般的には配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力のこと。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」〔2001年（平成13年）〕では、(1)被害者と加害者の関係が配偶者（事実婚、元配偶者も含む）に限定(2)被害者の性別は問わないものを対象にしている。
- *11 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、本県において、総合的に配偶者からの問題に取り組むことを目的に、2005年（平成17年）12月に策定した基本計画〔2009年（平成21年）3月一部改正〕。7つの基本目標を掲げて、14の主要課題ごとに、今後の推進方策を取りまとめている。
- *12 子ども等を犯罪被害から守るため、警察への迅速な通報や避難保護を目的に取組が進められている地域でのボランティア活動のひとつである。各種販売業界や運輸業界、医療機関等が加盟し、緊急避難場所としての機能を発揮している。
- *13 青少年の健全な育成を図るため、基本理念を定め、県、県民、保護者等の責務等を明らかにするとともに、夜間外出の制限、有害図書類の指定及び販売の制限、インターネットの利用環境の整備等、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止に関し必要な事項を定めている。

主要課題5 生涯にわたる健康づくりへの支援

自分の健康問題について自ら考え、人生を自分らしく豊かに生きていくために、からだに関する正確な知識や情報、からだを守る手段を身に付ける必要があります。

女性と男性には、それぞれ特有の病気や健康上の問題点等もあり、そうした性別への配慮は重要なものと言えます。

近年、女性を取り巻く環境変化として、就業等の増加、晩婚化等の婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長などに伴い、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期など人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進ができるよう対策を推進することが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、性別に配慮した医療環境や相談体制の整備、及び学習機会の提供が必要不可欠であり、男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようとするための健康教育、相談体制の確立を推進します。

また、生涯を見通した健康な体づくりを推進するため、男性に比べ女性の運動習慣者の割合が低いことなどから、女性のスポーツ参加を促進するとともに、普及啓発に向けた取組を推進します。

推進方策

(1) 男女共同参画と医療・健康・スポーツ

性別に配慮した医療に関する県民及び医療関係者のニーズを把握し、関係団体と協議しながら、性差医療に対する理解を深めるとともに、男女が生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるための健康教育、相談等を実施します。

- ① 性別に配慮した医療に関する県民及び医療関係者のニーズを把握し、関係団体と協議しながら性差医療に対する理解を深めていきます。
- ② 女性専門外来等性別に配慮した医療の提供状況について、ホームページに公表している「医療とくしま」*14を通じて情報提供に努めます。
- ③ 性別に配慮した医療提供体制を整備促進するため、関係団体と協力しながら医師や看護師等、医療従事者に対する普及啓発を行います。
- ④ 男女が生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるための健康教育、相談等を実施していきます。
- ⑤ 乳幼児の段階から食育を推進し、正しい食習慣等の定着、食を通じた豊かな人間性・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。
- ⑥ 思春期における性に関する悩み、からだやこころの悩みについて、安心して相談できる相談窓口の周知を図ります。
- ⑦ 成人期、高齢期の健康づくりを推進するため、メタボリックシンドロームなど生活習慣病の予防、健康的な食習慣の確立や適切な運動習慣の普及等を推進します。
また、乳がん、子宮がん、骨粗しょう症等の予防対策を推進します。
- ⑧ H I V／エイズや性感染症について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、医療・検査・相談体制の充実等、総合的な対策を推進します。

- ⑨ 喫煙、飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行います。
特に女性については、胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等、思春期早期からの十分な情報提供に努めます。
- ⑩ 薬物乱用については、薬物の供給の遮断及び医療用麻薬の不正流通防止に努めるとともに、末端乱用者の取締りや薬物乱用の危険性に関する正しい知識を普及する広報啓発活動等を通じて薬物乱用の根絶を目指します。
- また、児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、薬物乱用防止教育の充実を図ります。
- ⑪ 身近な地域で健康づくりを図るため、総合型地域スポーツクラブにおける高齢者や女性の参加を推進するとともに、普及啓発に向けた取組を推進します。
- ⑫ 「徳島県自殺者ゼロ作戦」に基づき、行政及び民間団体における相談機能の強化や連携体制の構築等により、自殺予防を強力に推進するとともに、「徳島県自殺予防サポーター」（ゲートキーパー*15、傾聴ボランティアなど自殺予防、傾聴の研修受講者）等、心のケアサポーターの更なる養成に努め、地域における自殺対策の推進を図ります。

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

女性が、安心して安全に子どもを産み育てができるよう、母性の尊重と保護、乳幼児の健康保持に取り組み、医療ネットワークなど総合的な周産期医療の充実を図るとともに、小児科・産科医療体制の確保に努めます。また、不妊・不育に悩む男女が安心して相談できるよう、不妊・不育相談室における専門相談や情報提供などを行います。

- ① 妊娠・出産は、女性の健康にとっての大きな節目であり、安心して安全に子どもを産むことができるよう、母性の尊重と保護、乳幼児の健康保持に取り組みます。
特に、母子の生命や身体への影響の大きい周産期において、医療ネットワークなど総合的な周産期医療の充実を図るとともに、現状における小児科医・産科医の医師不足に対応するため、小児科・産科医療体制の確保に努めます。
- ② 乳幼児等の医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- ③ 子どもを持ちたいにも関わらず不妊・不育で悩む男女が安心して相談できるよう、不妊・不育相談室において専門相談や情報提供を行うとともに、不妊治療費への助成を行います。
- ④ 若い世代に対して、妊娠・出産等の正しい知識の普及啓発を行います。
- ⑤ 女性が、妊娠・出産後も健康で安心して働き続けることができるよう、関係機関と連携しつつ関係法令の周知啓発を図ります。
- ⑥ 妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目ない支援が行えるよう、関係機関と連携しつつ体制整備を図ります。

| 成 果 目 標 (項目) | 現 況 値 (平成26年度) | 目 標 値 (平成30年度) |
|------------------------|-------------------|-------------------|
| 「自殺予防サポーター」の数 | 17,719人 | 30,000人 |
| 妊娠・出産等に関する研修会の参加人数（累計） | 143人 | 610人 |

- *14 徳島県ホームページで運用している医療情報提供サービス。診療科目での医療機関検索機能や休日夜間救急情報をはじめ、医療を取り巻く各種情報の提供を行っている。
- *15 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる。

主要課題6 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、こうした困難に対応し、自立し安心して暮らしていくよう、個人の置かれた状況に配慮したきめ細やかな支援が必要です。

特に、経済的に不安定なひとり親家庭に対しては、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、相談体制の強化や自立支援など、総合的・包括的な支援を実施していく必要があります。

さらに、高齢化が進む中で、一人暮らしや認知症の高齢者が社会で孤立することがないよう地域全体で支えていく支援体制の推進や、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、取組を推進する必要があります。

また、障がいがあること、外国人であることなどに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人々や、性的指向や性同一性障がいを理由として困難に直面している人々の尊厳が保障されるよう、人権教育・啓発を進める必要があります。

推進方策

(1) 貧困等の生活上の困難に直面した女性等への支援

ひとり親家庭に対しては、それぞれの様々な課題に対応し、適切な支援メニューを組み合わせて総合的・包括的な支援を行います。また、非正規雇用労働者に対しては、適正な処遇・労働条件の確保のため法制度の周知や情報提供を進めるなど、生活上の困難に直面した女性等への支援を推進します。

- ① ひとり親家庭の生活の安定と福祉の充実を図ります。
- ② 職業能力向上のための訓練や効果的な就業あっせん、就業機会の創出など、ひとり親家庭の就業を支援します。
- ③ ひとり親家庭それぞれの様々な課題に対応し、適切な支援メニューを組み合わせて総合的・包括的な支援を行うため、相談・支援体制を充実・強化します。
- ④ ひとり親家庭の貧困率は高く、貧困の世代間連鎖を解消し、人材育成を行うため、子どもへの学習支援や就職支援等を推進します。
- ⑤ 多様な家族形態*16を理解し、地域で安定した暮らしができるよう、地域福祉の推進を図ります。
- ⑥ パートタイム労働者や有期契約労働者の適正な処遇・労働条件の確保のため、関係機関と連携して法制度の周知や情報提供を進めます。(再掲)

(2) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境整備

高齢者や障がい者の自立と社会参画を促進するとともに、県内在住外国人との相互理解や共生を通じて、多様な価値観が息づき、人権が尊重される地域づくりを推進します。

- ① 高齢者が安心して暮らせる介護基盤の整備を促進します。

- ② 高齢者の生きがいづくりと社会貢献の促進を図ります。
- ③ 地域の住民が認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者を支えていくための支援体制の推進を図ります。
- ④ 高齢者に対する虐待を防止し、高齢者の尊厳の保持を図るため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」*17に基づく適切な対応に努めるとともに、虐待防止に向けた普及啓発を図ります。
- ⑤ 高齢者が自らの豊かな高齢期を創造できる能力の養成や培ってきた知識・技能を更に高め、地域活動への参画を促進するため、学習機会の充実を図ります。
- ⑥ 重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、医療、介護等の生活支援が包括的に確保されるような先進的な取組を行う地域を「地域包括ケアシステム」のモデル地区として指定し、その成果を県内全域に普及させます。
- ⑦ 本県の充実した医療・介護環境や地域の魅力・資源を有効活用し、「徳島にゆかりのある高齢者」をはじめとした移住者はもとより地域の高齢者が多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる「徳島型C C R C・生涯活躍のまち」づくりを推進します。
- ⑧ 子どもから高齢者まで年代、性別などを問わずすべての人が住みやすいまちの実現に向けて、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進します。
- ⑨ 障がいを理由とする差別の解消を推進するため、相談体制を整備するとともに、障がい者の尊厳の保持を図るため、障がい者虐待への適切な対応を行います。併せて広報啓発を行うことにより、県民理解の促進を図るなど、障がい者の権利擁護を推進します。
- ⑩ 障がいの種別にかかわらず、障がい者が必要なサービスを必要な時に受けられるよう、利用者本位の障がい福祉サービスの提供を推進します。
- ⑪ 障がい者の自立と社会参加を促進するため、一般就労はもとより、スポーツ・文化・芸術といった様々な日常活動を支援し、障がい者の自立を地域社会全体で支える体制を構築します。
- ⑫ 障がい者のコミュニケーション及び移動の手段を確保するため、手話通訳者や各種専門的ボランティアを育成します。
- ⑬ 県民のすべてが「発達障がい」を正しく理解するよう普及啓発を行うとともに、小松島市における「発達障がい者総合支援ゾーン」*18に加えて、美馬市に開設した「発達障がい者総合支援センターアイリス」*19を中心に、専門的な相談・就労支援の体制の更なる充実を図ります。
- ⑭ 国際化に対応し、県内在住外国人が暮らしやすく、人権が守られ、男女共同参画社会が実現された地域づくりを推進します。
- ⑮ 地域の国際交流協会や民間の国際交流団体との連携を図ります。
- ⑯ 国際社会における女性を取り巻く現状や男女共同参画に関する国際的な取組方針等の情報を収集し、提供します。
- ⑰ 県内在住の外国人に対し、言葉や文化等の違いに配慮した相談支援体制の充実を図ります。
- ⑱ 生活のあらゆる場面において、県民と県内在住外国人との相互理解を深め、共生するた

めのコミュニケーションづくりを推進します。

- ⑯ 国際化が進む中で、広い視野を持って異文化を理解し、ともに生きていこうとする姿勢を育てるため、将来的に社会の各分野を牽引していく国際理解教育の推進や、優れた「国際感覚」を持つ人材の育成を図ります。(再掲)
- ⑰ 性的指向や性同一性障がい、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々の自立や社会参画への意欲が妨げられることがないよう、人権教育や啓発を推進します。

| 成 果 目 標 (項目) | 現 況 値 (平成26年度) | 目 標 値 (平成30年度) |
|--------------------------|-------------------|-------------------|
| ホームフレンドを派遣した世帯数 (年間) *20 | 18世帯 | 20世帯 |
| 「地域包括ケアシステム」のモデル地区数 | 一 | 5地区 |
| 民間企業の障がい者雇用率 | 1. 9% | 2% |
| とくしま外国人支援ネットワーク会員数 | 204人 | 300人 |

- *16 我が国の平均世帯人員は、1955年（昭和30年）は約5人であったが、2010年（平成22年）は2.42人と急速に減少している。〔2010年（平成22年）国勢調査での世帯割合は、単独世帯は32.4%、夫婦と子どもからなる世帯は全世帯の27.9%、夫婦のみ世帯は19.8%、母子・父子家庭は8.7%となっている。〕（「平成22年度国勢調査結果」より）
- *17 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進することにより、高齢者の権利と利益の擁護に資することを目的とした法律である。
- *18 発達障がい者の自立と社会参加を進めるため、2012年（平成24年）4月、教育施設・福祉施設・医療施設を小松島市の旧徳島赤十字病院跡地に集積し、ゾーン内の施設が、それぞれの専門性に応じた支援を行うとともに、相互に連携して総合的な支援を目指すものである。
- *19 全県的な視点で発達障がい者の支援体制の充実を図るため、2015年（平成27年）5月、美馬市に「発達障がい者総合支援センターアイリス」を開設した。
- *20 「ホームフレンド派遣事業」で、ひとり親家庭に対して児童訪問援助員（ホームフレンド）を派遣し、親の離婚等により不安定になっている児童に対して悩みを聞いたり、簡単な学習指導や生活指導を行うことにより、児童の健全な育成とひとり親家庭の福祉の向上を図る。

基本方針III 互いに支え合う家庭・地域づくり

かつて経験したことのない人口減少社会を迎える中、家庭や地域の活力を高めていくため、男女が共に暮らし、働き、子どもを産み育てるを通じて、互いに支え合い、協力し合いながら担うことのできる家庭・地域づくりを目指します。

主要課題7 男女共同参画の推進に向けた意識づくり

男女共同参画社会を形成するには、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識の解消が必要です。このような意識は時代と共に変わりつつあるものの、一人ひとりの生活には未だに根強く残っていることから、男女平等及び人権尊重の意識を深く根づかせるための広報・啓発活動を積極的に展開する必要があります。

また、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、個性と能力を發揮することのできる男女共同参画社会の形成は、日本の社会にとっても、男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものであることについての理解を深め、男性の家庭生活や地域生活への参画を進めます。

さらに、メディアを通じて男女共同参画に関する正しい理解を広め、固定的な性別役割分担にとらわれることのないようメディア側の積極的な取組を働きかけるとともに、メディアを取り巻く様々な情報を収集、判断し、適切に発信されるようメディア・リテラシー向上に向けた取組を進めます。

推進方策

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

広報誌、新聞、インターネット、SNSなど多様な媒体の活用や、講演会・研修等の開催を通じて、県民の男女共同参画への理解が深まるよう、わかりやすい広報・啓発活動を進めます。

- ① 広報・啓発に当たっては、男女共同参画の理念や社会的性別（ジェンダー）*21の視点の定義について、恣意的運用・解釈*22が行われないよう、わかりやすい広報・啓発活動を進めます。
- ② 男性や子ども、若者世代などを含め、あらゆる層に対し、男性と女性が協力して家事・育児・介護や地域活動、仕事に参画することにより、女性も男性もともにライフスタイルの選択の幅が拡がることにつながるなど、男女共同参画社会の形成が互いの人生をより豊かなものにするものであることの広報・啓発活動を推進します。
- ③ 広報誌、新聞、インターネット、SNS等多様な媒体を活用し、県民の男女共同参画への理解を深めます。
- ④ 「徳島県男女協調週間（7/7～13）」等、様々な機会を通じて広報・啓発を行います。
- ⑤ NPO等民間団体との協働による啓発活動を行います。
- ⑥ ときわプラザ（男女共同参画交流センター）において開催する啓発事業等を通して、県

民の男女共同参画の理解を深めるとともに、男女共同参画に関する各種情報の収集・提供を行います。また、団体・グループ等民間団体が自主的に取り組む男女共同参画に関する講演会・研修等の開催や各種研究活動等に対して支援を行います。

- ⑦ 男女共同参画に関する統計情報を収集・整備し、男女共同参画基本計画に基づく施策の推進状況とともに公表します。
- ⑧ 大学等高等教育機関などの調査・研究機関との連携強化を図ります。
- ⑨ 県の行政機関の作成する広報、出版物等における表現が、性別に基づく固定観念にとらわれたものとならないよう配慮するなど、性差別につながらないものとなるよう取り組みます。
- ⑩ 意識形成におけるメディアの影響力を考え、メディアに対して男女共同参画社会の形成を阻害するような表現が行われないよう働きかけます。また、メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力（メディア・リテラシー）の向上を図るため、啓発や学習機会の充実を図ります。
- ⑪ 女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報への実効ある対策を充実させていくとともに、特にインターネット上の情報の取扱いについては、若年層も含めて広く啓発を進めます。

(2) 男性にとっての男女共同参画の推進

男性にとっても生きやすい社会の形成を目指し、家庭・地域等への男性の参画を重視した啓発及び男性向けの講座の充実等を図ります。

- ① 男性にとっても生きやすい社会の形成を目指し、家庭・地域等への男性の参画を重視した啓発に努めます。
- ② 男性の家事・育児・介護への参画についての社会的気運の醸成を強力に推進するとともに、男性が育児参加できる働き方を普及促進するため、男性に対し、子どもの出産前後ににおける休暇及び育児休業の取得促進を働きかけます。（再掲）
- ③ 男性が参画しやすい男女共同参画に関する講座の充実を図ります。
- ④ 男女共同参画の拠点施設である「ときわプラザ（男女共同参画交流センター）」において女性に限らず男性の相談にも応じ、男女ともに相談機能の拡充を図ります。

(3) 総合相談体制の充実・強化

女性に限らず男性の相談にも応じ、相談者のプライバシー保護に配慮するなど、相談しやすいシステムを構築し、相談機能の拡充や広報に努めます。

- ① 関係機関との連携強化による相談体制の充実を図るとともに、各相談窓口や相談内容等を的確に広報する等、情報提供の充実に努めます。
- ② 男女共同参画に関する各種相談員等に対する研修の充実を図ります。
- ③ 男女共同参画の拠点施設である「ときわプラザ（男女共同参画交流センター）」において女性に限らず男性の相談にも応じ、男女ともに相談機能の拡充を図ります。（再掲）
- ④ 相談窓口の設置に当たっては、相談者のプライバシー保護に配慮する等、相談しやすい

システムを構築します。

⑤ 徳島県男女共同参画推進条例第18条に規定する「相談の申出の処理」が適切に行えるよう努めます。

| 成 果 目 標 (項目) | 現 況 値 (平成26年度) | 目 標 値 (平成30年度) |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|
| 「男女共同参画社会」という用語の周知度 | 83.3% | 100% |
| ときわプラザ（男女共同参画交流センター）利用者数 (累計) | 107,833人 | 311,000人 |

- *21 人間は生まれについての生物学的性別（セックス／SEX）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
- *22 「ジェンダー・フリー」については、この用語をめぐる誤解や混乱を解消するため、国の男女共同参画基本計画（第2次）において、『ジェンダー・フリーという用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる』等が記述されたところであり、地方公共団体においても、このような趣旨を踏まえ、今後はこの用語は使用しないことが適切と考えます』との周知がなされている。[2006年（平成18年）1月31日・内閣府男女共同参画局]

主要課題8 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

男女共同参画は、誰もが人権を尊重され、その人らしく伸びやかに生きられる社会を目指して推進されなければなりません。

そのためには、性別による差別などを受けることなく生活できることが保障されなくてはなりません。

女性も男性も、各人が互いの違いを認め合い「だれもが大切、だれもが主人公」と考え、尊重しながら理解し合える「学びの場」が形成・提供される必要があります。

誰もが型にはめられず、伸びやかに活躍できる社会をつくるため、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。

また、子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身にとってのみならず、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながるという観点から、子どもにとっての男女共同参画を推進します。

推進方策

(1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実

ときわプラザ（男女共同参画交流センター）等における学習機会の充実や学校現場における教育・学習の充実を図り、男女共同参画の視点が確立・擁護される男女平等の社会づくりを進めます。

- ① 性別、年齢、障がいの有無等にかかわらず、個人の尊厳が守られるとともに人権が尊重され、男女共同参画の視点が確立・擁護される男女平等の社会づくりを進めます。
- ② 男女が自らに保障された法令上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識が得られるよう、法令・制度の理解の促進を図ります。
- ③ 男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るための家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。
- ④ 多様化・複雑化した男女共同参画推進における諸問題に対応するため、県内の高等教育機関、関連機関との連携を図ります。
- ⑤ ときわプラザ（男女共同参画交流センター）等において、男女共同参画社会の実現に向け、学習機会の充実を図ります。
- ⑥ 女性と男性が互いの性について認識を深め、尊重しあう人間尊重の性に関する指導を推進します。学校における性に関する指導の実施に当たっては、学習指導要領にのっとり、保護者や地域の理解を得ながら適切に推進します。
- ⑦ 教職員が社会の実態を把握し、児童生徒の発達段階に応じ、性に関する個別指導、全体指導に取り組めるよう研修を深め、指導力の向上に努めます。
- ⑧ 教職員に対し、男女共同参画に関する理解を深め、指導力の向上を図るための研修及び学習機会を充実します。
- ⑨ 学校教育活動全体を通じて、男女共同参画の視点に立ち、キャリア教育を含む教育の充実を図り、男女が互いの人格を認め合い、個人として相互に生かされる社会づくりを目指します。

します。

- ⑩ 県立総合大学校（まなびーあ徳島）やシルバー大学校等、子どもから高齢者まで県民一人ひとりが生涯にわたって学び続ける徳島ならではの学習機会を提供するとともに、県民が学び続けた知識を地域に還元できる機会を充実するなど、生涯にわたって学び続ける環境づくりを進めます。
- ⑪ 国際化が進む中で、広い視野を持って異文化を理解し、ともに生きていこうとする姿勢を育てるため、将来的に社会の各分野を牽引していく国際理解教育の推進や、優れた「国際感覚」を持つ人材の育成を図ります。（再掲）
- ⑫ 科学技術の未来を切り拓く人材を育成するため、県内外の高等教育機関や研究機関と連携し、県内の小・中・高校生に対して実践的な学習の機会を提供します。

(2) 子どもにとっての男女共同参画の推進

児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体を通じて、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。また、家庭、学校、地域が連携し、地域ぐるみで教育に取り組む体制づくりを支援します。

- ① すべての子どもを対象とした質の高い幼児期の教育・保育を提供する環境を整えていきます。
- ② 幼稚園等の子育て支援体制の強化を図ります。（再掲）
- ③ 不安や悩みを抱える児童生徒を支援するため、学校における相談支援体制の整備・充実を図ります。
- ④ 次代を担う子どもたちが男女共同参画社会を実現できる力を育むよう、家庭、学校、地域が連携し、地域ぐるみで教育に取り組む体制づくりを支援します。
- ⑤ 親子がふれあう「家庭の日」（毎月第1日曜日）の普及啓発を図るとともに、親子が共に参加できる事業を充実し、家族や地域の人々とのふれあい活動やあいさつ運動を推進します。
- ⑥ 子どもたちの健やかな成長の実現を目指して、新たに制定された「徳島県家庭教育支援条例」に基づき、保護者をはじめ、行政や学校、地域住民、事業者等、社会全体が一丸となって、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境づくりを推進します。
- ⑦ 薬物の供給源に対する取締り、薬物を乱用している若年層を含む末端乱用者の早期発見・検挙・補導、再乱用防止のための施策等を推進します。
- ⑧ 未成年者の喫煙、飲酒について、家庭、学校、地域が一体となってその予防を推進します。

| 成 果 目 標 (項目) | 現 況 値 (平成26年度) | 目 標 値 (平成30年度) |
|-----------------------------|-------------------|-------------------|
| 男女の地位が平等だと思う人の割合（6分野の平均*23） | 23.9% | 40% |
| 「フレアキャンパス」講座受講者数（累計） | 43,067人 | 114,100人 |

*23 県が実施する「男女共同参画に係る意識調査(オープン徳島e-モニターアンケート)」において、男女の地位の平等感についてのアンケートを6分野（「家庭生活」「職場」「学校教育の場」「政治の場」「法律や制度の上」「社会通念・慣習・しきたりなど」）で実施しており、その平均値。

主要課題9 地域社会における男女共同参画の推進

社会経済情勢が大きく変化する中で、近い将来、南海トラフ巨大地震の発生も危惧されるなど、県民の不安感は増大しています。

また、人々にとってふれあいとつながりの基盤であり、最も身近な暮らしの場となる家庭生活や地域社会を取り巻く環境に、少子化・高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じている中、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、改めて生命や家族との絆を大切にする意識が高まっています。

このような中、家族の絆、地域の絆を大切にする意識を高めるとともに、NPO、ボランティア、企業等、多様な主体が行政と協働・連携し、地域の課題に柔軟かつきめ細やかに対応する地域自立型の持続力ある社会を築いていくには、男女が地域社会における様々な活動に参画する機会が確保され、ともに支え合い協力し合いながら担うことのできる「地域社会における男女共同参画」が不可欠となっています。

特に、防災・減災の取組を進めるに当たっては、女性と男性では災害から受けける影響に違いが生じることに十分配慮することが重要であり、被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点から、「事前の備え」「避難所運営」「被災者支援」等の防災・減災体制の確立を図る必要があります。

推進方策

(1) 男女共同参画と防災・減災、環境保全への寄与

男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災講座の開催や、女性リーダーの育成など、男女が共同して地域防災力の向上に取り組むよう支援するとともに、地域社会の一員としての自覚を持って、環境の保全に向け、日常生活や経済活動を見直すことを促します。

- ① 県地域防災計画に規定した男女双方の視点、女性の参画に関する事項について、市町村地域防災計画に規定するよう要請するなど、その推進を図ります。
- ② 男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災講座の開催や、女性リーダーの育成など、男女が共同して地域防災力の向上に取り組むよう支援します。
- ③ 消防職員について、防災の現場に女性職員が配置されるよう、採用・登用の段階も含めて留意します。また、その職業能力の向上についても配慮します。
- ④ 消防団における女性の活躍を促進します。
- ⑤ 男女が地域社会の一員としての自覚を持って、地域環境さらには地球環境の保全に向け、日常生活や経済活動を見直すことを促します。

(2) 地方創生の推進と男女共同参画

地域活動リーダーとなる人材の養成や地域おこし・まちづくりへの参画の支援を通じて、男女共同参画の視点から地方創生を推進します。

- ① 女性自らの参画意欲の向上を図るために意識啓発を行うとともに、市町村との連携により、

地域の実情に応じた課題解決型の出前講座を開催するなど、女性のエンパワーメントを促進し、地域活動リーダーとなる人材を養成します。(再掲)

- ② 個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため、地域の魅力を情報発信するとともに、持続可能で魅力的な地域づくりや移住交流の増加に寄与する新たな取組を支援します。
- ③ 男女の地域おこし・まちづくりへの参画を支援するため、NPOや社会貢献活動団体、関係機関と連携し、情報提供を行います。
- ④ 移住交流の促進をはじめ、若者の地元定着、徳島ゆかりの高齢者の里帰りなど、多様な世代で「とくしま回帰」の人の流れを加速し、地方創生と女性活躍の好循環を図ります。

(3) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

ボランティア活動、NPO等の様々な分野で、生きがいを感じながら地域で活躍できるよう男女共同参画の推進を図るとともに、次代を担う子どもたちが、地域との絆や家族的なつながりを深めるため、地域ぐるみで子育て等に取り組む環境づくりを進めます。

- ① 家庭とともに最も身近な暮らしの場である「地域」の力を高めるための男女共同参画の推進を図ります。
- ② 多様な価値観のもと、男女とも個性と能力を生かし、ボランティア活動、NPO活動、趣味などの様々な分野で、生きがいを感じながら地域で活躍できるよう男女共同参画の推進を図ります。
- ③ 地域活動リーダーの活動により、すべての市町村において、男女共同参画の視点を導入した地域活動の取組を進めます。
- ④ 「男女共同参画立県とくしまづくり表彰」において、男女共同参画社会の実現を目指した活動を行っている団体等を表彰することにより、その功績をたたえ、活動意欲の醸成や活動の活発化等を図ります。
- ⑤ 家族や地域の絆を深めるため、「家族の日」(11月第3日曜日)や「家族の週間」(家族の日の前後1週間)に合わせて、行政や民間団体等が取り組む催事等の情報提供を行い、家族や地域の人々がふれあう機会を増やします。
- ⑥ 次代を担う子どもたちが、地域との絆や家族的なつながりを深めるため、世代間交流や異年齢間交流の促進、地域の指導者による子どもの学習・成長の場の提供など、地域ぐるみで子育て等に取り組む環境づくりを進めます。
- ⑦ 高齢者が自らの豊かな高齢期を創造できる能力の養成や培ってきた知識・技能を更に高め、地域活動への参画を促進するため、学習機会の充実を図ります。(再掲)
- ⑧ 県内各地域で男女共同参画の取組を促進するため、市町村における「男女共同参画基本計画」及び女性活躍推進法に基づく「推進計画」の策定が図られるよう、働きかけます。

| 成 果 目 標 (項目) | 現 況 値 (平成26年度) | 目 標 値 (平成30年度) |
|-------------------------------------|--------------------|-------------------|
| 「県防災会議」の女性委員の割合 | 50 % (平成27.9.1) | 50 %を維持 |
| 「フレアキャンパス」の地域出前講座数（累計） | 186件 | 280件 |
| 「男女共同参画立県とくしまづくり表彰」における団体等の表彰件数（累計） | 10件 | 25件 |

総合的な推進体制の整備

推進方策

(1) 県の推進体制の充実

- ① 徳島県男女共同参画推進本部を中心に、各部局が連携を密にし、男女共同参画立県とくしまづくりに向けて総合的かつ計画的な施策の推進に努めます。
- ② 男女共同参画立県とくしまづくりのためには、県民の声を聴き、本県の現状や県民のニーズを反映した施策を展開することが重要です。そのため、学識経験者や公募による委員で構成する「徳島県男女共同参画会議」の意見を十分尊重し、施策への反映を図ります。
- ③ 計画の実効性を確保するため、施策の推進状況を毎年度公表し、「男女共同参画会議」において効果検証を行います。また、検証の結果を施策の改善見直しに反映します。なお、「推進計画」に係る施策の効果検証については、「働く女性応援ネットワーク会議」にて行います。

(2) ときわプラザ（男女共同参画交流センター）を核とした男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画立県とくしまづくりの本格的な拠点施設として、「調査・研究」、「学習・研修」、「相談」、「情報提供」、「交流」、「子育て支援」の各種機能の充実を図るとともに、新たなニーズに対応できるよう、柔軟な事業展開に取り組みます。
- ② 男女共同参画に向けた各種施策を提供する窓口として、機能の向上に努めます。

(3) 県民、事業者、市町村、NPO等との連携

- ① 県内各地域で男女共同参画に関する取組が推進されるよう、県民、事業者、市町村、NPO等と連携、協働をより一層深めるとともに、情報提供など各種支援を行います。
- ② 市町村担当主管課長会議等の会議・研修会を開催し、男女共同参画社会の推進に向けて必要な情報の提供や事業説明、意見交換を行うなど市町村の取組に対する支援を行います。
- ③ 女性活躍推進法に基づき設置する協議会に「働く女性応援ネットワーク会議」を位置づけ、女性の職業生活における新たな取組や課題解決を進めます。

(4) 施策に関する申出の処理の円滑化

「徳島県男女共同参画推進条例第17条に基づく施策に関する申出の処理制度」*24について、引き続き周知に努めるとともに、県民等からの申出に対しては、県関係部局と連携を図りながら、適切な処理に努めます。

*24 徳島県男女共同参画推進条例（平成14年4月施行）第17条抜粋

- 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について県民又は事業者から申出があったときは、適切な処理に努めるものとする。
- 2 知事は、前項の申出の処理に当たって、特に必要があると認めるときは、あらかじめ、徳島県男女共同参画会議の意見を聞くことができる。
- 3 知事は、性別による差別的扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について県民又は事業者から相談の申出があったときは、関係行政機関と協力して適切な処理に努めるものとする。

成果目標一覧表

| 番号 | 指標名 | 策定時 (平成26年度) | 目標値 (平成30年度) |
|--|--|---------------------------|------------------|
| 主要課題1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援【推進計画】 | | | |
| 1 | 女性の再就職や就労を支援する講座等における就業率 | — | 23% |
| 2 | 女性の創業に対する事業計画等の支援件数(新規) | — | 10件 |
| 3 | 県内でテレワークを実施する事業所数(トライアル実施を含む)(累計) | — | 80事業所 |
| 4 | 「若手女性農業者フォーラム」開催件数 | — | 30回 |
| 5 | 定住外国人の就労を支援する講座等における就職率 | — | 23% |
| 6 | はぐくみ支援企業認証事業所数(累計) | 200事業所 | 260事業所 |
| 主要課題2 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備【推進計画】 | | | |
| 7 | イクボス研修の開催回数 | — | 3回/年 |
| 8 | 民間企業における男性の育児休業取得率 | 1.9% | 5% |
| 9 | 男性県職員の育児参加のための休暇取得率 | 46.3% | 100% (平成31年度) |
| 10 | 保育所等の待機児童数 | 41人 | 0人 (平成29年度) |
| 11 | 認定こども園設置数 | 9箇所 | 42箇所 |
| 12 | 放課後児童クラブ設置数 | 149クラブ | 176クラブ |
| 13 | 病児・病後児保育実施市町村数 | 17市町村 | 全市町村 |
| 14 | ファミリー・サポート・センターにおいて病児・病後児対応に取り組むモデル地域数(累計) | — | 3市町村 |
| 主要課題3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 | | | |
| 15 | 県審議会等委員に占める女性の割合 | 50.2%(全国1位) (平成27.4.1) | 全国トップクラスを連続達成 |
| 16 | 県職員の女性管理職の割合 | 6.8% | 13.6% |
| 17 | 主要大学(スーパーグローバル大学)進学者数 | 266人 | 340人 |
| 主要課題4 女性に対するあらゆる暴力の根絶 | | | |
| 18 | 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数 | — | 3か所 (平成28年度) |
| 19 | 「デートDVサポーター」数(累計) | 5,521人 | 12,000人 |
| 20 | 警察官に占める女性の割合 | 5.5% | 7.5% |

| 番号 | 指標名 | 策定時 (平成26年度) | 目標値 (平成30年度) |
|--|-------------------------------------|-------------------|-----------------|
| 主要課題5 生涯にわたる健康づくりへの支援 | | | |
| 21 | 「自殺予防サポーター」の数 | 17,719人 | 30,000人 |
| 22 | 妊娠・出産等に関する研修会の参加人数(累計) | 143人 | 610人 |
| 主要課題6 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備 | | | |
| 23 | 「ホームフレンド」を派遣した世帯数(年間) | 18世帯 | 20世帯 |
| 24 | 「地域包括ケアシステム」のモデル地区数 | 一 | 5地区 |
| 25 | 民間企業の障がい者雇用率 | 1.9% | 2% |
| 26 | とくしま外国人支援ネットワーク会員数 | 204人 | 300人 |
| 主要課題7 男女共同参画の推進に向けた意識づくり | | | |
| 27 | 「男女共同参画社会」という用語の周知度 | 83.3% | 100% |
| 28 | ときわプラザ(男女共同参画交流センター)利用者数 | 107,833人 | 311,000人 |
| 主要課題8 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 | | | |
| 29 | 男女の地位が平等だと思う人の割合(6分野の平均) | 23.9% | 40% |
| 30 | 「フレアキャンパス」受講者数(累計) | 43,067人 | 114,100人 |
| 主要課題9 地域社会における男女共同参画の推進 | | | |
| 31 | 「県防災会議」の女性委員の割合 | 50% (平成27.9.1) | 50%を維持 |
| 32 | 「フレアキャンパス」の地域出前講座数(累計) | 186件 | 280件 |
| 33 | 「男女共同参画立県とくしまづくり表彰」における団体等の表彰件数(累計) | 10件 | 25件 |